

鹿屋市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収を委託したので、同条第 2 項の規定及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 14 により告示する。

1 指定公金事務取扱者

	名 称	氏 名	所 在 地
(1)	上山動物病院	上山 嘉和	鹿屋市曾田町 2 番 6 号
(2)	鹿屋どうぶつ病院	関屋 仁	鹿屋市野里町 4536 番地 11
(3)	かんくペットクリニック	上窪 良和	鹿屋市下祓川町 2265 番地 1
(4)	きさぬき動物病院	木佐貫 俊一	鹿屋市札元 2 丁目 3800 番地 3
(5)	郷原動物病院	郷原 淳子	鹿屋市郷之原町 12538 番地 2
(6)	SAKAGUCHI LIVESTOCK CLINIC	坂口 達郎	鹿屋市東原町 6904 番地 24
(7)	西村獣医科病院	西村 匡史	鹿屋市横山町 1554 番地 1
(8)	やまと動物病院	吉原 幸宏	鹿屋市笠之原町 18 番 30 号
(9)	よしい動物病院	吉井 源吾	鹿屋市北田町 5 番 9 号
(10)	岩重動物病院	岩重 幸司	鹿屋市串良町細山田 5327 番地 5
(11)	天神木動物病院	天神木 健郷	鹿屋市吾平町下名 2053 番地
(12)	近藤獣医科クリニック	近藤 俊	鹿屋市輝北町下百引 752 番地 2
(13)	福永家畜医院	福永 成己	鹿屋市輝北町市成 1146 番地 3
(14)	とくどめ獣医科	徳留 健	鹿屋市吾平町下名 3133 番地 1

2 公金取扱事務に係る歳入

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料

3 指定した日 令和 8 年 4 月 1 日

4 委託した日 令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷原 拓男